府　令

○内閣府令第四十四号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第三項及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第三十八条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年九月三十日

内閣総理大臣　菅　　直人

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「農畜産振興課」を「生産振興課」に、「食料流通課」を「食品・環境課」に改める。

第三十五条第五号中「食料流通課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第六号を同条第九号とし、同条第五号の次に次の三号を加える。

六　主要食糧の輸入に係る納付金の徴収に関すること。

七　食料安定供給特別会計の食糧管理勘定（米管理勘定及び麦管理勘定をいう。次号において同じ。）及び業務勘定（経営課の所掌に属するものを除く。次号において同じ。）の経理に関すること。

八　食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する物品の管理に関すること。

第三十八条（見出しを含む。）中「農畜産振興課」を「生産振興課」に改め、同条第十一号を同条第十二号とし、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号を「消費・安全課及び食品・環境課」に改め、同条第十号を同条第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）の規定による農産物の検査に関すること（消費・安全課の所掌に属するものを除く。）。

第三十八条中第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　主要食糧の生産、集荷、消費その他需給の調整に関すること。

第四十条第九号中「農畜産振興課」を「生産振興課」に改め、同号の次に次の三号を加える。

十　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）の規定による検査に関すること。

十一　米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）の規定による検査に関すること。

十二　農産物検査法の規定による調査に関すること。

第四十一条（見出しを含む。）中「関すること」の下に「（消費・安全課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第六号から同条第八号を次のように改める。

六　農林水産部の所掌事務に係る環境の保全に関する事務の総括に関すること。

七　農林水産部の所掌事務に係るバイオマス（動植物に由来する有機物である資源をいう。）その他の資源の有効な利用の確保に関する事務の総括に関すること。

八　農林水産部の所掌事務に係る知的財産に関すること。

第四十一条中第九号から第十一号までを削る。

第四十四条の見出し中「地域づくり推進室及び」を削り、「三人」を「四人」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第四十五条の見出しを「（畜産振興室、企画指導官及び環境保全型農業振興専門官）」に改め、同条第一項中「農畜産振興課に」を「生産振興課に、畜産振興室」に、「四人」を「五人及び」に改め、「及び畜産環境対策官一人」を削る。

第四十六条中第四項を削り、第三項を第五項とし、第二項中「農畜産振興課」を「生産振興課」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　畜産振興室は、第三十八条第一号（畜産物に関することに限る。）、第六号（畜産業専用物品に関することに限る。）、第九号（畜産業に関することに限る。）及び第十一号から第十五号までに掲げることに限る。）、第十六号（畜産業専用物品に関することに限る。）、第十八条第一項中「食料流通課」を「食品・環境課」に、「三人」を「一人」に改め、同条第二項中「食料流通課」を「食品・環境課」に、「調整を要する事項のうち」を「」に、「専門の」を「農林水産業の振興開発に関する」に改める。

3　事務をつかさどる。

第四十八条の見出し及び同条第一項中「食育情報指導官」を「企画指導官」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　企画指導官は、命を受けて、消費・安全課の所掌事務に関し、沖縄総合事務局長が指定する農林水産業の振興開発についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務を行う。

第四十九条第一項中「食料流通課」を「食品・環境課」に、「三人」を「一人」に改め、同条第二項中「食料流通課」を「食品・環境課」に、「調整を要する事項のうち」を「」に、「専門の」を「農林水産業の振興開発に関する」に改める。

3　畜産振興室に、室長を置く。

第九十四条の表那覇農林水産センターの項から石垣農林水産センターの項までの所掌事務欄中第五号を第八号とし、第四号の次に次の三号を加える。

五　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の規定による検査に関すること。

六　米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の規定による検査に関すること。

七　農産物検査法の規定による調査に関すること。

附　則

この府令は、平成二十二年十月一日から施行する。

○内閣府令第四十五号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第百九十三条及び第百九十三条の二並びに関係法律の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年九月三十日

内閣総理大臣　菅　　直人

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第六十五条の二」を「―第六十五条の三」に、「第四章　連結株主資本等変動計算書」を「第四章　連結株主資本等変動計算書　」に改める。

「第三章の二　連結包括利益計算書

第一節　総則（第六十九条の二―第六十九条の四）

第二節　その他の包括利益（第六十九条の五・第六十九条の六）

第三節　包括利益（第六十九条の七）

第四章　連結株主資本等変動計算書」

第一条第一項中「連結損益計算書」の下に「、連結包括利益計算書」を加え、「次条において同じ」を「以下同じ」に改める。

第一条の二第一号ニ中「以下この号及び第九十三条において同じ」を「以下同じ」に改め、同条第二号中「よって作成した」を「準拠して作成した」に改め、同条に次の一項を加える。

2　特定会社の子会社が次に掲げる要件のすべてを満たす場合には、当該子会社を特定会社とみなして、前項（各号列記以外の部分に限る。）及び第七章の規定を適用することができる。

一　法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出する有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

二　指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、当該基準に基づいて財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

第二条に次の十号を加える。

三十六　会計方針　連結財務諸表の作成に当たって採用した会計処理の原則及び手続をいう。

三十七　表示方法　連結財務諸表の作成に当たって採用した表示の方法をいう。

三十八　会計上の見積り　資産、負債、収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

三十九　会計方針の変更　一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更することをいう。

四十　表示方法の変更　一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更することをいう。

四十一　会計上の見積りの変更　新たに入手可能となった情報に基づき、前連結会計年度以前の連結財務諸表の作成に当たって行った会計上の見積りを変更することをいう。

四十二　誤謬（ごびゅう）　その原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、連結財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。

四十三　遡及適用　新たな会計方針を前連結会計年度以前の連結財務諸表に遡って適用したと仮定して会計処理を行うことをいう。

四十四　連結財務諸表の組替え　新たな表示方法を前連結会計年度以前の連結財務諸表に遡って適用したと仮定して表示を変更することをいう。

四十五　修正再表示　前連結会計年度以前の連結財務諸表における誤謬（ごびゅう）の訂正を連結財務諸表に反映することをいう。